



税標語で表彰された、左から田代真菜さん(粕屋東中3年)、吉田瑛紀さん(粕屋中2年)、
山本千尋さん(福岡魁誠高校3年)、上野晴子さん(福岡魁誠高校1年)、
十川友美さん(福岡魁誠高校3年)、三保裕介さん(粕屋中2年)、西村美耶さん(粕屋東中3年)

税標語の優秀作品を表彰

昨年11月11日から17日までの「税を知る週間」行事の一環として、税に対する理解を深めてもらおうと福岡国税局主催の「税に関する高校生の作文コンクール」「税に関する高校生のポスターコンクール」「税に関する中学生の標語コンクール」が行われました。

平成15年度は、粕屋町の中学・高校生7名が優秀作品に選ばれ、賞状と記念品が贈られました。

優秀作品は、次のとおりです。

香椎税務署長賞

- | | | |
|-----------------------|------------|------|
| (作文) 税について | (福岡魁誠高校3年) | 山本千尋 |
| (標語) わきあがる 社会の力 皆の税 | (粕屋中2年) | 吉田瑛紀 |
| (標語) 納めた税 ただいま日本に 貢献中 | (粕屋東中3年) | 田代真菜 |

粕屋町長賞

- | | | |
|----------------------|------------|------|
| (作文) 税金の行方 | (福岡魁誠高校3年) | 十川友美 |
| (標語) 税の花 あなたの心が 花さかす | (粕屋中2年) | 三保裕介 |
| (標語) 夢のある 日本の未来 築く税 | (粕屋東中3年) | 西村美耶 |

特選(福岡県租税教育推進協議会長)

- | | | |
|-------------------|------------|------|
| (ポスター) 生まれ変わる税金たち | (福岡魁誠高校1年) | 上野晴子 |
|-------------------|------------|------|



広報
臨時号

かすや

2004

- 税務課特集 -

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

16年度町・県民税の申告受付を行います

【相談受付会場】 粕屋町役場 2階大会議室

月 日	曜日	午前 9:00 ~ 11:30	午後 1:30 ~ 4:00
		受付区名	受付区名
2月12日	木	大隈、長戸	上大隈、朝日
2月13日	金	江辻、サンライフ	長者原上、多の津
2月16日	月	戸原	長者原中
2月17日	火	内橋1、内橋2	内橋3、阿恵
2月18日	水	長者原下	柚須
2月19日	木	酒殿、若宮	花ヶ浦
2月20日	金	甲仲原、駕与丁	乙仲原西
2月23日	月	乙仲原東	原町

申告用紙が送付されていない人で、申告義務のある人は、受付会場に用意していますので申告してください。

申告用紙が送付されている人で、確定申告書を提出される人や、給与所得だけで勤務先から給与支払報告書が送付されている人は、お手数ですがその旨記入の上、提出をお願いします。

(郵送でも結構です。)

受付窓口の混雑緩和のため、配偶者・扶養親族・事業専従者の氏名・社会保険料・生命保険料の金額は事前にご記入ください。

農業所得標準を使用している方は、普通作物の所得金額算出のための計算書が必要です。

持って
くるもの

申告書、印鑑、給与所得者・年金受給者の方は源泉徴収票・生命保険及び損害保険支払証明書、また、雑損控除・医療費控除等を受ける人は、その額等を証明する領収証など
営業・庶業（大工・左官）は、収支の明細が確認できる書類・源泉徴収票・その他

【問い合わせ】 粕屋町役場税務課 (938-2311 内線424・425)

国民年金保険料の納付証明について

国民年金保険料の「控除証明書」は社会保険事務所の発行になりますので、前もってご準備ください。

【問い合わせ】

東福岡社会保険事務所 福岡市東区馬出3-12-32 (651-7111)

所得税の確定申告納税相談を行います

【相談受付会場】 粕屋町役場 2階大会議室

(還付の方は1月27日から1月30日までに粕屋地区還付申告センター かすやドーム へ)

月 日	曜日	午前 9 : 00 ~ 10 : 30	午後 1 : 30 ~ 3 : 00
		受 付 区 名	受 付 区 名
2月24日	火	大隈、上大隈、長戸	朝日、原町
2月25日	水	江辻、鷺与丁	長者原上、柚須
2月26日	木	戸原、甲仲原	長者原中、サンライフ、多の津
2月27日	金	内橋 1、内橋 2	内橋 3
3月 1日	月	長者原下、乙仲原東	阿恵、乙仲原西
3月 2日	火	酒殿、若宮	花ヶ浦

上記日程は、税務署職員の相談日です。日程が限られていますので還付申告の方は、1月27日(火)から1月30日(金)まで粕屋地区還付申告センターをかすやドームで開設いたしておりますのでご利用ください。

確定申告の納税相談・申告受付会場については、粕屋町役場(2階)大会議室で行います。

大変混雑が予想されますので、なるべく上記割り当て日に申告してください。

受付時間

午前 9 時00分 ~ 午前10時30分

午後 1 時30分 ~ 午後 3 時

納税相談の方法が集合指導方式になります、確定申告の手引きを参考にご自身でご記入ください。
(計算機をお持ちの方は、ご持参ください。)

農業所得標準を使用している方は、普通作物の所得金算出のための計算書が必要です。

営農業、不動産所得の方は前年分の収支内訳書の控をご持参ください。前年分の収支内訳書がない場合は、確定申告の受付ができない場合もありますのでご了承ください。

大変混雑し、長時間お待たせすることや、受付の制限をすることがありますのでご了承ください。

お忙しい方は、郵送での申告もできますので、香椎税務署へ直接ご郵送ください。

上記日程以外は、香椎税務署で申告をお願いします。

農業所得(収支)、贈与、譲渡の申告は香椎税務署でお願いします。

香椎税務署では今年の確定申告期間中は平日(月曜日~金曜日)以外にも
2月22日(日)・2月29日(日)の日曜日に限り確定申告ができます。

【問い合わせ】 香椎税務署 (6 6 1 - 1 0 3 1)
粕屋町役場税務課 (9 3 8 - 2 3 1 1 内線 4 2 4 ・ 4 2 5)



税が戻ってくる人のために!!

所得税還付申告のご相談は 粕屋地区還付申告センター をご利用ください

多額の医療費を支払った場合や住宅ローンで自宅を購入・建築・増改築等した場合、また平成15年中に退職され年末調整が済んでいない人などは、源泉徴収された税金が還付されることがあります。

「粕屋地区還付申告センター」では、税務署職員及び税理士が還付申告の相談に応じます。

なお、申告の際には、次のような書類が必要です。

必要書類等（代表的なもの）

1. 収入の証明書... 給与所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票
(いずれも正本に限る) などの収入金額を証する書類
2. 国民健康保険料(税)・国民年金の保険料などの領収書
3. 生命保険料・損害保険料の控除証明書
4. 医療費控除を受けられる方は、医療費の領収証
5. 寄付金控除を受けられる方は、寄付金の領収証
6. 障害者控除を受けられる方は、障害者手帳など
7. 住宅借入金等特別控除を受けられる方は、次の ~ の書類
住民票の写し(平成16年1月1日以降発行のもの)
家屋の登記事項証明書(抄本)
敷地等の購入に係るローン等について控除の適用を受ける場合には、家屋分のほかにその敷地等の登記事項証明書が必要です。
工事請負契約書や売買契約書の写し
金融機関からの「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
増改築等の場合は、 ~ のほかに、建築確認済証の写し、検査済証の写し又は増改築等工事証明書など

(注) 1 給与所得者の方で、2、3、及び6を年末調整の際に提出された方は、これらの書類は不要です。

2 上記の書類のほか、印鑑、還付金振込先の銀行等の口座番号(本人名義)が必要です。

また、計算機、筆記用具もお持ちください。

ご不明の点は、香椎税務署個人課税第一部門(661-1031)へお尋ねください。

主催/九州北部税理士会香椎支部、香椎税務署、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、久山町

【粕屋地区還付申告センター】

場所	かすやドーム(粕屋町総合体育館) (粕屋町大字仲原991-40 駕与丁池横)
期間	平成16年1月27日(火)~1月30日(金)
受付時間	午前9時30分 ~ 午前11時30分 午後1時~午後3時

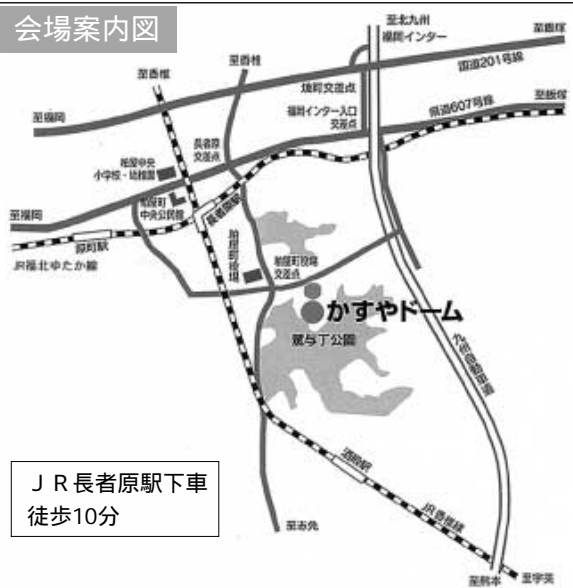


かすやドームへのお問い合わせ
はご遠慮ください。



ご自分で記載できる方は、税務署へ郵送で!

会場案内図



医療費を支払ったとき

あなたが自分や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。



医療費控除額の計算方法

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} = A$$

$$A - \begin{cases} 10万円または \\ \text{所得金額の5\%} \\ \text{(どちらか} \\ \text{少ない額)} \end{cases} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)}$$

(注1) 保険金などで補てんされる金額とは、社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金などのほか、医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

(注2) 医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

医療費とは...

医療費控除の対象となる医療費とは、次のようなものをいいます。
(1) 次のもののうち、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額

- 医師、歯科医師による診療代、治療代
- 治療、療養のための医薬品の購入費
- 病院や診療所、介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設、助産所に収容されるための費用
- あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費
- 保健婦や看護婦、准看護婦、特に依頼した人に支払った療養上（在宅療養を含みます。）の世話の費用
- 助産婦による分べんの介助料
- 介護保険制度の下で提供された一定のサービスの対価のうち、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価として支払った額の2分の1相当額、又は一定の居宅サービスの自己負担額

(2) 次のような費用で、診療や治療などを受けるために直接必要なもの

- 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃貸料の費用で、通常必要なもの
- 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入の費用
- 6か月以上寝たきり状態でおむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代

(医師が発行した「おむつ使用証明書」と、支出したおむつ代の領収書が必要です。)

次のような費用は医療費になりません

- 医師等に対する謝礼
- 健康診断や美容整形の費用
- 疾病予防や健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費
- 親族に支払う療養上の世話の費用
- 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のためのメガネや補聴器等の購入費
- 通院のための自家用車のガソリン代、分べんのため実家へ帰るための交通費

平成16年度 納税月別一覧表

納期月	税目	期別
4月	国民健康保険税	第1期
5月	固定資産税	第1期
	軽自動車税	全期
6月	国民健康保険税	第2期
	町・県民税	第1期
7月	固定資産税	第2期
	国民健康保険税	第3期
8月	町・県民税	第2期
	国民健康保険税	第4期
9月	国民健康保険税	第5期
	町・県民税	第3期
10月	国民健康保険税	第6期
	固定資産税	第3期
11月	国民健康保険税	第7期
	国民健康保険税	第8期
12月	国民健康保険税	第8期
	町・県民税	第4期
1月	国民健康保険税	第9期
	固定資産税	第4期
2月	国民健康保険税	第10期

税金は必ず納期内に納めましょう。

納付が遅れると年14.6%(最初の1か月は地方税法の規定により計算した率)の延滞金がかかります。

ご注意ください

- (1) 医療費控除を受けるためには、医師などが発行した領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
- (2) 医療費は、実際に支払ったものに限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。
- (3) 平成14年1月から確定申告書が新しくなりました。申告する所得が給与所得、雑所得、配当所得、一時所得だけの方は確定申告書Aを、それ以外の所得がある方は確定申告書Bを使用してください。

税務署からのお知らせ

平成15年分の確定申告期間は、次のとおりです。

所得税 平成16年2月16日(月)～平成16年3月15日(月)
(還付申告の方は1月から提出できます)

贈与税 平成16年2月2日(月)～平成16年3月15日(月)

個人事業者の消費税 平成16年1月～平成16年3月31日(水)
及び地方消費税

～ 確定申告期間中における日曜日の申告相談について ～

香椎税務署では、今年の確定申告期間中は平日(月曜日～金曜日)以外にも、

2月22日(日)・2月29日(日)の日曜日に限り、

確定申告の相談・申告書の受付を行います。

上記以外の閉庁日(土・日曜日、祝日等)は、確定申告の相談・申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。

なお、申告書は郵送等又は税務署の時間外収受箱に投函することにより提出することができます。

確定申告をお忘れなく

生命保険や損害保険の満期保険金などを受け取った方(一定の金額を超える場合)

給与の支払いを2か所以上から受けている方

年金のほかに給与(年末調整をされている給与を含みます。)の支払いを受けている方

そのほか、事業を営んでいる方、地代家賃の収入がある方、不動産を売却した方で所得金額の合計が所得控除の金額を超える方

などは、原則として所得税の申告が必要です。

所得税の確定申告と納税の期限は

平成16年3月15日(月)です。

お問い合わせは 香椎税務署 個人課税部門へ

〒813-0044 福岡市東区千早6丁目2番1号 (661-1031)

土地及び家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧に ついて

地方税法第四一六条の規定によ
り、土地及び家屋価格等の縦覧帳
簿を左記のとおり、土地及び家屋
の納税者の縦覧に供します。

縦覧場所 粕屋町役場 税務課
縦覧期間 平成十六年四月一日
から平成十六年五月三十一日まで
縦覧時間 午前八時三十分から
午後五時まで
(土曜日、日曜日、祝日は除く)

固定資産課税台帳の 縦覧について

地方税法第三八二条の二項の規
定により、固定資産課税台帳を左
記のとおり、関係者の縦覧に供し
ます。

縦覧場所 粕屋町役場 税務課
縦覧開始 平成十六年四月一日
から
縦覧時間 午前八時三十分から
午後五時まで
(土曜日、日曜日、祝日は除く)
縦覧手数料 平成十六年五月三
十一日までは無料、それ以後は
一枚二百円。
関係者とは、本人、納税管理人
相続人(本人死亡の場合)、及
び借地人、借家人等をいう。

固定資産評価(土地) の下落修正について

地方税法附則第十七条の第二
項の規定に基づき、平成十六年度
の土地の価格を下落修正します。
詳しくは、縦覧期間中に課税台
帳を縦覧してください。

前納報奨金の平成十七 年度廃止について

現在、住民税(普通徴収)及び
固定資産税について、前納報奨金
制度が設けられていますが、この
制度を平成十七年度から廃止致し
ます。なお、平成十六年度までは
従来どおりです。

固定資産税課税明細書 の活用について

固定資産税納税通知書の後に添
付しております課税明細書は、納
税者の皆さんに、個々の土地及び
家屋の価格や課税の基礎となる課
税標準額を明らかにすることに
よ、課税内容を理解していただく
とともに、確認していただくため
のもです。

また、貸事務所、賃貸アパート、
貸家等で使用されている資産に係
る固定資産税は、所得の計算上必
要経費に算入できますので、課税
明細書に記載されている税額を活
用してください。

土地・家屋を所有されている方へ

土地又は、家屋を所有されている方で、家屋の増築(建
築確認申請を提出の場合は除く)、用途変更、取壊しを
された方、または、土地の利用状況の変更をされた方は、
お手数ですが、税務課固定資産税係にお届出ください。

また、課税内容については、課税明細書(納税通知書
に添付)に記載されていますので、ご不明な点がござい
ましたら、税務課固定資産税係までお問い合わせ下さい。

Q&A 固定資産税が急に 高くなったのですが？

Q 私は、平成11年9月に住宅を新築しましたが、
平成15年度分から税額が急に高くなりました。
なぜでしょうか。

A 新築の住宅に対しては3年間の固定資産税の減
額措置が設けられており、一定の要件にあたる
ときは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度
から3年度分に限り、税額が2分の1に減額されます。
したがって、あなたの場合は、平成12年度・13年度・
14年度分については、税額が2分の1に減額されてい
たわけです。

また、3階建以上の中高層耐火住宅等については、一
定の要件にあたる時は、新たに固定資産税が課税され
ることとなった年度から5年度分に限り、税額が2分の
1に減額されます。

要件等については、固定資産税納税通知書裏面をご覧
下さい。

償却資産の申告について

粕屋町内に事業用償却資産をお持ちの方は、
毎年1月1日現在における償却資産の所有状
況を1月31日までに申告することとされてい
ます。

申告は、その所在地・種類・名称・数量・
取得年月日・取得価額・耐用年数など評価額
の算出に必要な事項を申告書等に記載し
てから提出することになります。

事業用償却資産とは次のようなものです

会社や個人で工場や商店などを経営されて
いる方や、駐車場やアパートを貸し付けてい
る方がその事業のために用いている構築物、
機械、器具、備品等の固定資産を償却資産と
いい、土地、家屋と同じように固定資産税が
課税されます。

ただし、鉱業権、漁業権、特許権などのよ
うな無形固定資産、自動車税の課税対象とな
っている自動車などは課税の対象とはなりませ
ん。

「事業のために用いている」とは、所有者
がその償却資産を自己の営む事業のために使
用する場合のみでなく、事業として他人に貸
し付けている資産も含まれます。

償却資産申告の対象者の方で申告書を送ら
れてきていない方は固定資産税係にご請求
下さい。

町税のお支払いは 安心!安全!便利!な



自動口座振替で!!

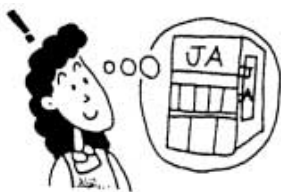
自動口座振替にすると

- 安心** 納期をうっかり忘れても、納期限内に口座から自動的に振り替えて納付されます。
- 安全** 現金を持ち歩く必要がありませんので、盗難などの心配がありません。
- 便利** 納期のたびに、わざわざ役場や銀行などへお出かけになる必要がありません。

口座振替できる税金

- | | |
|-------|---------|
| 町県民税 | 固定資産税 |
| 軽自動車税 | 国民健康保険税 |

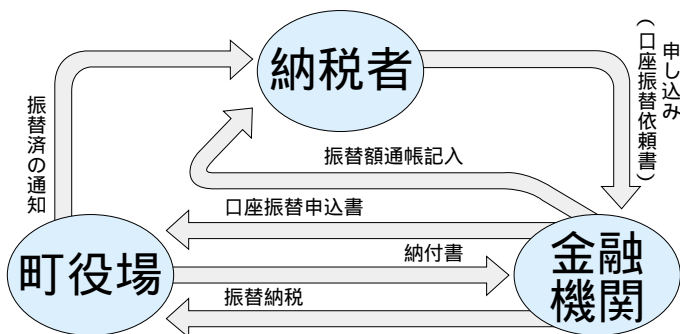
あなたの預金口座から自動的に支払われますので、納め忘れがありません。



納期ごとに金融機関へ行く必要がありませんから、お忙しい方にはとても便利です。



口座振替のしくみ



お申し込みは簡単!

口座振替依頼書(郵便局は自動払込利用申込書)、納税通知書、通帳及び印鑑(通帳届出印)をお持ちになって下記のご利用になっている金融機関へお申し込みになれば、すぐ手続きができます。

一度手続きをされますと毎年度自動的に更新されます。ただし、3年間非課税であった場合等には再度手続きが必要となりますのでご注意ください。口座振替済通知書は年度納期終了後にあなたにお届けします。年税額を一括で納付される方は口座振替はできません。口座を解約されると自動的に廃止になります。

取扱い金融機関

- | | |
|---------|----------|
| 福岡シティ銀行 | 福岡銀行 |
| 西日本銀行 | 福岡中央銀行 |
| 東福岡信用組合 | 粕屋農業協同組合 |
| 郵便局 | 飯塚信用金庫 |

お問い合わせは

粕屋町役場〔税務課〕

938-2311